

## 令和6年度（2024年度）

### 家計の急変等における熊本市奨学生の募集について

#### 1 制度の概要

4月の定例の募集以外に、家計の急変等を対象とした奨学生を募集します。  
家計の急変等の対象については、後述の「12 家計の急変等の対象について」の【一覧表】をご覧ください。

#### 2 貸付対象者

貸付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす方とします。

- (1) 熊本市内に居住する方の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校（高等課程及び専門課程）（以下「学校等」という。）に在学していること。
- (3) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金（貸付けによるものに限る。）又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。
- (4) 「12」の【一覧表】の家計の急変等の該当者であること。

#### 3 貸付区分及び貸付月額

区 分		種 別	貸付月額	申請時の申し出により 貸付月額に加算される額	
				自宅外通学生 加 算 額	第1学年初回 加 算 額 (1年生に限る)
高 校 等	高 等 学 校 高 等 専 門 学 校 専 修 学 校（高等課程）	国・公立	①18,000円 ②9,000円	—	50,000円
		私 立	①30,000円 ②15,000円		100,000円
大 学 等	大 学 短 期 大 学 専 修 学 校（専門課程）	国・公立	①42,000円 ②21,000円	6,000円	150,000円
		私 立	①51,000円 ②25,500円	10,000円	200,000円

※貸付月額の②を希望する場合は、申請書の「※減額」欄の「希望する」に○をご記入ください。

#### 4 貸付期間

申請した日の属する月から令和7年（2025年）3月まで

## 5 募集締切（令和6年度（2024年度））

令和7年（2025年）2月28日（金）まで

## 6 提出書類

- (1) 熊本市奨学金貸付申請書（熊本市奨学金条例施行規則（以下「規則」という。）様式第1号）
- (2) 熊本市奨学金家計急変等申請書（別紙様式）
- (3) 生計を一にする世帯員全員の住民票（本籍不要）
- (4) 上記世帯員全員の令和6年度市県民税（所得・課税）証明書（世帯用）
- (5) 「12」の【一覧表】に定める提出書類

※1 (4)は、前年度に義務教育就学前及び就学中であった児童及び生徒を除きます。

※2 世帯員が他に居住する場合であっても、当該世帯員と申請者が「生計を一にする」ときは、当該世帯員に係る(3)及び(4)（※1の場合を除く。）の書類の提出が必要です。

## 7 提出先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市教育委員会 学務支援課 TEL : 096-328-2716  
(Spring 熊本花畑町 5階)

## 8 採用通知と採用後の手続きについて

採用の可否は、奨学生決定通知書（規則様式第2号）により本人宛て郵送にて通知します。

また、採用となった方には、奨学生決定通知書と一緒に誓約書（規則様式第3号）等を送付しますので、指定された期日までに熊本市教育委員会指導課にご提出ください。なお、正当な理由なく期日までに誓約書等の提出がない場合は、採用を取り消すことがあります。

## 9 連帯保証人について

採用になった場合は、連帯保証人が2人必要です。連帯保証人2人のうち、1人は扶養者、もう1人は、原則として熊本市内に居住する別生計の成年者の方をお願いします。

## 10 返還の義務

熊本市奨学金は貸付け（無利子）であり、貸付終了後、次の表の期間内に返還しなければなりません。

区 分		返還期間
高 等 学 校 専修学校（高等課程）	国・公立	9年
	私 立	12年
高 等 専 門 学 校	国・公立	13年
	私 立	14年

区 分		返還期間
大 学	国・公立	14年
	私 立	15年
短 期 大 学 専修学校（専門課程）	国・公立	12年
	私 立	11年

## 11 返還方法について

- (1) 返還の始期 貸付終了後6ヶ月の猶予期間後から
- (2) 払込方法 原則口座引落しで年賦、半年賦又は月賦のいずれかから選択
- (3) 支払期日
  - ア 年賦 毎年12月末日
  - イ 半年賦 毎年6月末日と12月末日
  - ウ 月賦 毎月末日
- (4) 返還猶予 教育施設等に在学している場合又は病気その他特別な事情により返還が困難と認められる場合に適用可能

## 12 家計の急変等の対象について

次の一覧表に該当する方が、家計の急変等の対象者となります。

### 【一 覧 表】

家計急変等の要件	内容	提出書類
火災・風水害等	火災、風水害等の天災による家屋への被害（全焼・半焼・全壊・半壊）	・り災証明書又は新聞記事等火災・風水害等の被害にあったことが分かるもの
破 産	扶養者の事業失敗による破産	・破産申告書（裁判所）
失 職	主たる生計者が会社側の都合による解雇により失職	・退職証明書 ・雇用保険受給資格者証の写し ・自己都合による退職でないことがわかるもの（離職票、会社の証明、新聞記事等）
死 亡	主たる生計者の死亡	・死亡診断書 ・住民票除票
入 院	主たる生計者の入院又は長期自宅療養による世帯収入の減少	・診断書（症状・療養期間の分かるもの）
離 婚	扶養者の離婚による世帯収入の減少	・戸籍謄本（親権者と子）

※ 家計の急変等の内容が、令和6年1月1日以降に発生したものを対象とします。

